TR	<i>\</i> -	76 亡		7- D D Z Z +
現(1)「見の日はなりの其よりの表えた	行	改 定 (1) 「見の日はな」の世 <del>上</del> 始か <del>ま</del> きま	案	改定の考え方
(1) 「量の見込み」の基本的な考え方	19 - 19 19 1- 19 1- 19 1- 19 1- 19 1- 19 1- 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	(1) 「量の見込み」の基本的な考え方	20 - 20 101- 101-1 1	
「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされている				
かに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の		かに関する見込みのことですが、札幌市	りにおいては次の表の石欄に記載の	
考え方に基づき見込むこととします。		考え方に基づき見込むこととします。		
古坐点你	見の日ゴカルンド マの老さ十	市业力が	見の日はカルと アの老さ十	
事業名等	量の見込みに当たっての考え方	事業名等	量の見込みに当たっての考え方	
「教育・保育」とは、保育所、認定こども		「教育・保育」とは、保育所、認定こども	国の手引きによる。	
園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子ども		園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子ども	直近の利用意向率の変動状況に加	令和7年4月の量の見込みを再推計した
に対し提供される保育サービスのことで以下		に対し提供される保育サービスのことで以下		ことによるもの。
のとおり区分されます。	上幅を考慮し、今後も一定の率で変動	のとおり区分されます。	<u>ものとします。</u>	
・1号→満3歳以上で保育の必要なし。教育	するものとします。 	・1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育		
の利用を希望		の利用を希望		
・2号(学校教育利用希望)→満3歳以上で保		- 2号(学校教育利用希望) ⇒満3歳以上で		
育の必要があり、教育の利用も希望		保育の必要があり、教育の利用も希望		
・2号(学校教育利用希望以外)→満3歳以上		- 2号(学校教育利用希望以外)→満3歳以		
で保育の必要があるが、教育の利用は積極		上で保育の必要があるが、教育の利用は積		
的には希望しない		極的には希望しない		
・3号→3歳未満で保育の必要あり		┃ ・3号→3歳未満で保育の必要あり		
ツェのまない。「団のてコキ」しは	- 目の日はカナ際山上フとよりま見が		1月11日本の日本100年以上日本学和1	中間見直しのための考え方について、国か
※ この表にいう「国の手引き」とは、		※ この表にいう「国の手引き」とは、 <u>「</u>		
作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の		た「第二期市町村子ども・子育て支持		り通知が先出されたことによるもの。
算出等のための手引き」を指します。		しのための考え方について」のほか、		
	でにおける就学前児童数の推計数に、	国の手引きにおいては、アンケート		
アンケート調査(札幌市では、平成: (2019年)1月にかけて、市内の就学		国の手引きにおいては、アンケート	,, , , <u> </u>	
実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」のこと をいう。)により把握した利用意向率(現在は、保育所利用を希望してい				
ないが将来的に稼働して利用したいる		ことが必要とされていまり。		
を乗じることにより算出した数値を「				
ます。	重の兄心み」とすることとされてい			
(2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の表	比木的か老う古	   (2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の基	ま木的わ老う古	
「提供体制(供給量)」とは、特定の		(2)   促展体制 (供給量)   とは、特定の		
提供される見込みの量のことをいいま				
前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事				
業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができる				
こと等を踏まえ、以下の方法により供給		こと等を踏まえ、以下の方法により供給		
① 既存施設の活用		□ 既存施設の活用		
可能な限り既存施設・事業者を活用	用して供給量を確保します。	可能な限り既存施設・事業者を活用	目して供給量を確保します。	

#### ② 区間調整

各行政区においてニーズ量に対する供給量を確保することを基本とし ますが、居住区以外の施設を利用する児童が一定数いることを踏まえ、供 給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれ の保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供 給量となっている行政区に充当することとします。

## ② 区間調整

各行政区においてニーズ量に対する供給量を確保することを基本とし ますが、居住区以外の施設を利用する児童が一定数いることを踏まえ、供 給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれ の保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供 給量となっている行政区に充当することとします。

中間見直しにおいて判明した保育ニーズ量の変動に対応する供給量を令和

#### 目標年度

令和3年(2021年)4月1日(※)時点における、札幌市全体の必要供給量を 最大限確保します。また、増加する保育ニーズへの対応を加速し、計画期間 内の必要供給量を令和5年(2023年)4月までに確保します。

※ 「子育て安心プラン(平成29年6月公表)」及び国の手引きを踏まえた \$, O

# 供給量確保の考え方

目標年度

供給量の確保に当たっては、「供給量の確保の方策」のとおり、新規整備は 最小限度に留まるよう既存の認可施設や事業者を最大限に活用して取組を進 めるとともに、老朽化した施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境 を確保していきます。また、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業(定員 | のうち地域枠相当部分に限る。) や幼稚園等における一時預かり事業について

## 供給量確保の考え方

供給量の確保に当たっては、「供給量の確保の方策」のとおり、新規整備は 最小限度に留まるよう既存の認可施設や事業者を最大限に活用して取組を進 めるとともに、老朽化した施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境 を確保していきます。また、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業(定員 のうち地域枠相当部分に限る。) や幼稚園等における一時預かり事業について も計画上の供給量として計上します。

## 供給量の確保の方策

教育・保育の供給量確保については、既存施設の活用を優先することを前 提とし、原則として以下の方策により供給量を確保します。

なお、本計画期間内においては1号の供給量は不足しない見込みであるこ とから、既存保育所等から認定こども園への移行によるものを除き、1号の みの供給量確保を目的とした整備は行いません。

- 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- 既存幼稚園等における一時預かり事業(2号教育)
- 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業へ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業へ の移行
- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- 企業主導型保育事業(地域枠)の活用

7年(2025年)4月までに確保します。

も計画上の供給量として計上します。

## 供給量の確保の方策

教育・保育の供給量確保については、既存施設の活用を優先することを前 提とし、原則として以下の方策により供給量を確保します。

なお、本計画期間内においては1号の供給量は不足しない見込みであるこ とから、既存保育所等から認定こども園への移行によるものを除き、1号の みの供給量確保を目的とした整備は行いません。

- 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- 既存幼稚園等における一時預かり事業(2号教育)
- の移行
- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- 企業主導型保育事業(地域枠)の活用

事業計画期間内に必要な供給量を令和5 年4月までに確保することとしていたが、 保育ニーズ再推計の結果、不足する区分の 供給量確保策の検討が必要になったこと から、事業計画期間内である令和7年4月 までに変更するもの。

※ 認定こども園については、4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地 方裁量型) のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を 最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定 こども園の場合は原則として1~3号の定員を設けることとします。

また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することにつ いては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就 労状況や、その変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である ことを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な 範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園 特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。

- ※ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に 確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認 められる場合に供給量の確保方策とします。
- ※ 地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保(保 育従事者に占める保育士の割合に関する基準)の観点からA型を確保方策 とします。
- ※ 地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、主に従業員の福利 厚生のために設置するという事業の性格を踏まえ、地域枠の定員の適正な 設定を含め個別に設置の判断を行います。
- ※ 地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保 (保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状 況の客観的な把握・検証が困難であること)の観点等から今回の事業計画 期間内においては実施しない(認可しない)こととします。
- ※ 地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)については原則として連

供給量確保の各方策については以下に留意しながら進めることとします。 <認定こども園>

認定こども園については、4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地 方裁量型)のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を 最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こ ども園の場合は原則として1~3号の定員を設けることとします。

また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することにつ いては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就 労状況や、その変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である ことを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な 範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園 特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。

なお、既に1号の保育ニーズに対する供給量が十分に確保されているこ | 保育所及び幼稚園から認定こども園への とから、新たに1号定員を設ける場合は、必要最低限の設定とします。ま た、新たに2、3号定員を設ける場合においても、地域の保育ニーズを踏ま え、定員を適切に設定するものとします。

## <地域型保育事業>

・ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実 に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っている と認められる場合に供給量の確保方策とします。

- 事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置す るという事業の性格がある一方、保育ニーズに対する供給量が充足しつ つある現状を踏まえ、地域枠及び従業員枠の定員設定の妥当性や必要性、 継続性等を総合的に勘案し、個別に設置の判断を行います。
- ・ 居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保(保育従事者と子ども が1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・ 検証が困難であること)の観点等から今回の事業計画期間内においては | 断するもの。 実施しない(認可しない)こととします。
- ・ 地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)については原則として

移行時の利用定員設定について、保育ニー ズに対して必要な供給量が確保されてい る地域においても移行を認めることから、 利用定員の設定が適切になされるよう考 え方を明示するもの。

市内にはB・C型の小規模保育事業所は設 置されていないこと及び現行計画期間内 において小規模保育事業所の新規整備を 予定していないことから削除するもの。

事業所内保育事業については、保育ニーズ に対する供給量確保が進んで来たことや、 小規模保育事業所の新規整備を行わない 方針及び企業主導型保育事業の新規募集 の停止等を踏まえ、地域枠だけではなく、 従業員枠の定員設定の妥当性や必要性、継 続性等を含め、設置の必要性を総合的に判 携施設(保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。)を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととします。

※ 企業主導型保育事業(地域枠)については、地域枠利用者の勤務先と企業主導型保育事業者との提携により、その利用期間中において地域枠から従業員枠への変動が可能な制度であることを踏まえた上で、供給量を設定し、確保の方策とします。

連携施設(保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。)を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととします。

## <企業主導型保育事業>

企業主導型保育事業(地域枠)については、地域枠利用者の勤務先と企業 主導型保育事業者との提携により、その利用期間中において地域枠から従 業員枠への変動が可能な制度であることを踏まえた上で、供給量を設定し、 確保の方策とします。

## 供給量の確保に向けた環境整備

ニーズ

保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとします。

需給計画のポイント

### 供給量の確保に向けた環境整備

保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとします。

- (3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」(全市)
- 教育・保育に関する需給計画のポイント

幼稚園等	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度(2024年度)末
の教育を	(令和7年(2025年)4月)のニーズ量と計画初年度である令和2年
利用した	度(2020年度)の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号のうち
いという	学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、
ニーズ (※	(19,590 人) <供給量 (25,371 人) と大幅な供給過多となっていま
1)	す。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で
	必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わない
	こととしています。
保育所等	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度(2024年度)末
の保育を	(令和7年(2025年)4月)のニーズ量と計画初年度である令和2年
利用した	度 (2020 年度) の供給量を比較した場合、3~5歳の区別の不足の合
いという	計は2,613人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して
ニーズ (※	必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」で記載した手法によ
2)	り、必要な供給量を確保することとしています。
	また、3号に関しても、一部の区において不足(447人)が生じてい
	ることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築にお
	いて新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保
	育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。
	の利いニ 1) 常しいズ 育にいズ 所育しいズ 所育しいズ

- (3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」(全市)
- 教育・保育に関する需給計画のポイント

ニーズ	<b>需給計画のポイント</b>	
幼稚園等	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和6年度(2024年度)末	直近の実績値を元に修正するもの。
の教育を	(令和7年(2025年)4月)のニーズ量と中間見直し年度である令和	
利用した	5年度(2023年度)の供給量を比較した場合、1号のニーズに2号の	
いという	うち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、	
ニーズ (※	(17,636 人)<供給量(24,360 人)と大幅な供給過多となっていま	
1)	す。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で	
	必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わない	
	こととしています。	
保育所等	計画最終年度である令和6年度(2024年度)末(令和7年(2025年)	事業計画策定時と比較し、保育ニーズに対
の保育を	4月)のニーズ量と中間見直し年度である令和5年度(2023年度)の	する供給量の確保が進んで来た現状を踏
利用した	供給量を比較した場合、札幌市全域で見ると、保育ニーズに対する供	まえ修正するもの。
いという	<u>給量は満たされています。一方で、一部の区においては供給量が不足</u>	
ニーズ (※	している年齢区分もあることから、「供給量の確保の方策」に記載した	
2)	<u>手法等により、必要な供給量を確保することとします。</u>	
	なお、地域ごとの需給状況を再確認した上で、区全体の需給状況に関	
	わらず、保育施設の設置が真に必要と判断される場合は、整備を検討	
	します。また、より安全で安心な保育環境を確保する観点から、老朽	
	化した保育施設の更新についても適切に対応します。	

# 札幌市子ども・子育て支援事業計画 改定案(新旧対照表)

ニーズ変   令和元年(2019年)10月から開始された幼児教育・保育の無償化の影化への対   響のほか、国が「子育て安心プラン」において予測する将来的な女性   就業率の上昇に伴う保育利用率の上昇や就学前児童数の変動、大規模   開発等により、計画策定後に判明するニーズの変化には、「量の見込み」を適切に補正することにより対応することとします。   ※1 詳細な需給計画の表における「3~5歳教育のみ(1号)」及び「3~5歳保育の必要性あり(2号)」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量   ※2 詳細な需給計画の表における「3~5歳保育の必要性あり(2号)」、「1・2歳保育の必要性あり(3号)」及び「0歳保育の必要性あり(3号)」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量	量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量 ※2 詳細な需給計画の表における「3~5歳保育の必要性あり(2号)」、「1・2歳保育の必要性あり(3号)」及び「0歳保育の必要性あり(3	「ニーズ変化への対応」については、次期子ども・子育て支援事業計画(R7~R11)において改めて検討するため、中間見直しにおいては削除するもの。
■ 「量の見込み」及び「確保方策」(全市)	(中間見直しによる変動後の需給状況に修正する)	中間見直し後の数値に修正するもの。
(記載なし)	(4) その他 子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支 給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給 付方法について随時必要な検討及び見直しを行っていく。	